

# うめぼ〜やだより ぼたん写真コンテスト開催!

あなたの写真でいなべ市の「ぼたん園」を紹介しませんか!

今年も「ぼたんまつり」を開催するよ! 高齢者を中心に、手作りで整備を進めてきたぼたん園では、赤・白・黄と約5,000本がみなさんを待ってるよ! 東海地区最大級のぼたん園できれいなぼたんの写真を撮って応募してね。

いなべ農業公園  
イメージキャラクター  
「うめぼーや」



## (応募要領)

### 題材

エコ福祉広場内ぼたん園の風景

### 参加資格および参加料

どなたでも自由に応募できます。(無料)

### 応募作品

カラープリント→2Lサイズ

デジタル写真の場合→2Lサイズ(加工不可)

### 撮影期間

4月14日～4月30日の間に撮影されたもの  
(開花状況は、ホームページをご覧ください)

### 応募期間

4月16日(月)～5月18日(金) 必着

### 審査および発表

主催者依頼の審査員で審査会を5月下旬に開催します。審査後、市ホームページ等で発表します。入賞、入選者には直接連絡します。

### 賞

市長賞(1点) 1万円

農業公園賞(1点) 5千円

入選(5点) 阿下喜温泉(あじさいの里)入浴券  
またはパークゴルフ利用券

うめぼ〜や賞(10点) 梅ジュース(農業公園産)

### 応募先および問い合わせ先

〒511-0592 いなべ市藤原町市場115番地  
いなべ市農林商工部 農業公園  
ぼたん写真コンテスト係

☎46-8377 ☎46-8385

写真は農業公園もしくは、各庁舎総合窓口課へ直接持参するか郵送でお願いします。

## 応募上の注意

- 作品は未発表のもので、同一作品が他のコンテスト等に応募していないものに限りします。
- ひとり2点以内とします。
- 応募作品は応募者本人が撮影したものに限りします。以前に出品された類似作品は不可とします。
- 人物を入れる場合は本人の許可をとってください。特に子どもさんの場合は親の承諾が必要です。
- 撮影場所が、エコ福祉広場ぼたん園内であることが特定できることが必要です。
- 単写真のみとします。
- 作品の返却は原則しません。
- 入賞作品の著作権、著作権は主催者側に属し、入賞作品はネガ、リバーサルフィルムまたはデジタルの媒体を主催者側に提供していただきます。
- 出品作品については4月16日(月)から5月下旬まで農業公園エコ福祉広場藤原パークゴルフ場クラブハウス(3月オープン)で展示します。
- 入賞作品は、主催者側で引き伸ばし、同場所で展示します。また、市のホームページや出版物に使用する場合があります。
- 上記の条件を満たさない場合は、入賞を取り消すことがあります。

## ぼたん写真コンテスト【応募用紙】

|    |             |    |    |     |
|----|-------------|----|----|-----|
| 氏名 | ふりがな        | 性別 | 年齢 | 職業  |
|    |             |    | 歳  |     |
| 住所 | 〒 - 電話( ) - |    |    |     |
| 作品 | 画題          |    |    |     |
|    | 撮影日         | 平成 | 年  | 月 日 |
|    | コメント        |    |    |     |

\*作品の裏に【応募用紙】を貼り付けてください。2点のご応募の場合、コピーしてご使用ください。

# ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

親密な関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力です。

夫やパートナー(恋人、同棲相手、元夫)など、親密な関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。

暴力は犯罪であり、被害者・加害者の性別や間柄を問わず、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。暴力をふるう側に責任があり、被害者には何の責任もありません。また、時がたてば収まるものでも、被害者の我慢や努力でなくなるものではありません。

DV被害からあなたを守るための法律があります。

これまで「家庭内の問題」と見過ごされがちだったDVを防止し、被害者を保護するため、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定され、平成16年の改正では法律の対象や暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充など、より実態に即した内容となりました。

この法律の前文では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」とし、家庭内の暴力であっても犯罪になることが明記されています。

\*「配偶者からの暴力」とは…「身体的暴力」のほか、心身に有害な影響を及ぼす言動として「精神的暴力」や「性的暴力」も含まれます。

ひとりで悩まないで、  
まず相談を!

三重県では女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」として、警察や福祉事務所と協力して、相談や情報提供などを行います。

緊急を要する場合は  
迷わず110番へ!!

☎三重県女性相談所 ☎059-231-5600 / ☎いなべ市福祉事務所 ☎78-3535